

公 示

令和3年4月28日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 神山 孝史

下記の委託事業について、実施者を募集します。応募される方は、本公示内容及び各種添付書類記載事項を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業
2. 事業内容 別紙実施要領による。
3. 応募資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
4. 予算上限額 1,688,000円（税込）
5. 企画競争説明会の日時及び場所
質疑がある場合には、令和3年5月14日までに下記7あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表することにより企画競争説明会に代える。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ

又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 提出書類

- ①参加表明書（別紙様式第1号）
- ②国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
- ③実施要領に基づく企画提案書及び必要経費明細書（別紙様式第2号及び別紙様式第3号）
- ④購入予定物品一覧（別紙様式第4号）
- ⑤本案件の実施に当たる技術者等の調書（別紙様式第5号）
- ⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者は、基準適合認定通知書等認定について企画提案書に記載のうえ、認定状況のわかる資料
※えるぼし認定企業について、1段階目及び2段階目の場合は、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこととし、行動計画の場合は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

7. 書類の提出場所等

- (1) 提出期限 令和3年5月19日 16時
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
〒851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
管理部門 業務推進課
TEL 095-860-1672
FAX 095-850-7767
上記6の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

8. 企画提案書等の審査方法及び審査基準

国立研究開発法人水産研究・教育機構企画競争審査委員会において、以下の審査基準に従い審査する。

【審査基準】

- ① 上記3の応募資格を満たしているか（満たしていない場合は失格）。
- ② 経理処理能力の有無：0～5点
- ③ 事業の理解度：0～15点
- ④ 事業の実施手順：0～15点
- ⑤ 事業実施に関する知見：0～15点
- ⑥ 事業の実施計画：0～15点
- ⑦ 経費の妥当性：0～10点
- ⑧ 事業目的達成の実現度：0～20点

- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により点数を付与する。）：0～5点

9. 契約候補者の決定及び通知

上記8の審査により、満点の6割以上の点数で、かつ最高点数の応募者を契約候補者として決定し、文書にて全ての応募者に通知する。通知期限は、令和3年5月24日とする。

10. 受託者の決定

上記9により決定された契約候補者の企画提案に基づき、詳細を確定し、当機構が予定価格を決定する。その後、契約候補者より見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であれば、その者を受託者とする。

11. その他

- (1) 契約締結の際は、契約書作成を要する。
- (2) 本委託事業の企画提案および契約等手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

12. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※1}として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区

分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

13. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本企画競争の結果、契約先となった場合は、本公示添付様式（（別紙2）第4条関係）にて誓約書の提出をお願いします。

実施要領

1. 事業名

令和3年度 福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業

2. 目的

東日本大震災から10年が経過した今なお、東北・関東地方の河川・湖沼に生息する魚類から基準値を上回る放射性セシウムが検出され、それらの水面では出荷制限や採捕自粛が続いている。これまで各地で実施されてきた放射能モニタリング調査により、多くの水系・魚種で将来予測のための実効生態学的半減期が推定できるようになってきた。一方、ヨーロッパでは、魚類の半減期がチェルノブイリ事故からの経過時間にとまない長期化するという報告がなされており、水産研究・教育機構が調査をおこなってきた水面においても同様の傾向が確認されている。時間的に変化する放射性物質の動態を正しく理解するためには、今後も生態系を構成する生物各種および非生物に含まれる放射性物質濃度を測定し、将来予測を更新していく必要がある。

本事業では福島県内の湖沼・河川をモデル水面に設定し、淡水魚類、環境水、底泥、プランクトン、水生昆虫等を対象とした放射性セシウム濃度測定調査に取り組む。

3. 事業の実施

本委託事業は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長（以下「委託者」という。）が、〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託して実施する。受託者は、委託者と密接に連携を図りつつ、事業の円滑な実施に努めなければならない。

4. 事業実施場所

福島県 新田川、木戸川、秋元湖

5. 業務期間

自) 契約締結日 至) 令和4年2月28日

6. 事業の内容

(1) 河川生態系における放射性セシウム濃度測定調査

1) 調査概要および方法

福島県新田川、木戸川の定められた地点において、5月～11月の期間中に2回、魚類各種、水、底泥、付着藻類、水生生物を採取する。採捕個体数は各回各魚種上限30個体とする。採捕された魚類サンプルについては、体長、尾叉長、体重を計測し、耳石（アユ等年魚を除く）、消化管、安定同位体比分析用筋肉試料を採取した後、筋肉部位の放射性セシウム濃度を個体毎に測定する。アユについては、筋肉部位と消化管部位とに分けて、それぞれの放射性セシウム濃度を測定する。消化管試料については、個体毎にチャック付きビニール袋等に詰め、委託者に冷凍送付する。安定同位体比分析試料については、筋肉部位を個体毎に少量（5mm角程度）を1.5mlチューブ等に詰めて、委託者に冷凍送付する。付着藻類については、シルト成分と藻類に分画した後に委託者へ送付する。底泥については、目合い2mmのふるいにかけた後、乾燥機等を用

いて十分に乾燥させた後、委託者へ送付する。放射性セシウム濃度は、文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に準じて測定する。各河川の水、水生昆虫サンプルについては、定められた処理の後、委託者へ送付する。

2) 調査期間

契約締結後、令和4年2月までの期間

3) 調査場所

福島県 新田川、木戸川

(2) 湖沼生態系における放射性セシウム濃度測定調査

1) 調査概要および方法

福島県秋元湖において、6月～8月の期間中に1回、魚類各種、水、底泥、プランクトンを採取する。採捕個体数は各魚種上限20個体とする。また、魚類採捕と同時期に、魚類の餌生物と想定されるユスリカ、エビ類等の水生生物を採取し、委託者に冷凍送付する。採捕された魚類サンプルについては、体長、尾叉長、体重を計測し、耳石、消化管、安定同位体比分析用筋肉試料を採取した後、筋肉部位の放射性セシウム濃度を個体毎に測定する。ただし、小型個体については、複数個体を1試料として放射性セシウム濃度を測定することを可とする。消化管試料については、個体毎にチャック付きビニール袋等に詰め、委託者に冷凍送付する。安定同位体比分析試料については、筋肉部位を個体毎に少量(5mm角程度)1.5mlチューブ等に詰めて、委託者に冷凍送付する。各湖沼の水、底泥、プランクトンサンプル、餌生物サンプル、耳石サンプルについては、定められた処理の後、委託者へ送付する。放射性セシウム濃度は、文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に準じて測定する。

2) 調査期間

契約締結後、令和4年2月までの期間

3) 調査場所

福島県 秋元湖

7. 成果(調査結果)報告の取りまとめ及び報告方法

受託者は、委託者の求めに応じ、調査等の実施状況を委託者に報告し、委託事業が完了した時は、速やかに結果を取りまとめ、調査結果報告書(委託者の指示する部数)を委託者に提出するとともに報告会等において成果報告をおこなう。さらに、受託者は委託者の求めるところにより、詳細な調査等結果を報告しなければならない。

8. 指導及び監督

委託者は、この事業の実施について必要な指導監督及び助言を行う。

(別紙様式第5号)

「令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業」
実施に当たる技術者等の調書

実施機関名：〇〇〇〇

1. 河川生態系における放射性セシウム濃度測定調査

(1) 人員 名

(2) 〇〇〇の技術者等の詳細

氏名：

業務内容：

実績・技能等：

氏名：

業務内容：

実績・技能等：

2. 湖沼生態系における放射性セシウム濃度測定調査

(1) 人員 名

(2) △△△の技術者等の詳細

氏名：

業務内容：

実績・技能等：

氏名：

業務内容：

実績・技能等：

委託契約書（案）

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長 青野 英明（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和３年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第１条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（１）委託事業名

令和３年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業

（２）委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第１号）のとおりに従うものとする。

（３）履行期限

令和４年２月２８日

（委託事業の遂行）

第２条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第３条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金●●●, ●●●, ●●●円（消費税及び地方諸費税の額を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、成果の引渡し時点の消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による税率を適用する。

２ 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第４条 会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第３号の規定により免除する。

（再委託の禁止）

第５条 乙は、この委託事業を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

（監督）

第６条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めるときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という）に監督させることができるものとする。

２ 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。

３ 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提

出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを委託事業実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第3号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、概算払の準備が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第13条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によ

る課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第18条各号及び第19条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を契約相手先等としないことを確約する。

(損害賠償)

第21条 甲は、第18条、第19条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条、第19条の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は契約相手先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は契約相手先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(特許権等)

第23条 甲は、この委託事業に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- (7) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利

第24条 前条の規定にかかわらず、前条各号に掲げる特許権等については、甲は、その特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は当該特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 当該特許権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は

分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として次の一から三に定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること。

一 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この号において「移転等」という。）をする場合

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第12条第1項若しくは第13条第1項の認定を受けた者に移転等をする場合

三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

2 前項の規定により、甲が特許権等を乙から承継しないこととする場合は、乙は、あらかじめ確認書（別紙様式第6号）を甲に提出するものとする。

（著作権等の利用）

第25条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

（特許権等の報告）

第26条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等の出願又は申請を行った場合には特許権等出願通知書（別紙様式第7号）により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には特許権等通知書（別紙様式第8号）又は著作物通知書（別紙様式第9号）により、それぞれ遅滞なく、甲に報告しなければならない。

（特許権等の譲渡）

第27条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、特許権等譲渡事前通知書（別紙様式第10号）により、その旨を甲に報告するとともに、前3条、次条及び第29条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（特許権等の実施許諾）

第28条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、第25条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等について、自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したときは、特許権等実施許諾通知書（別紙様式第11号）により、実施許諾の状況を遅滞なく報告しなければならない。

（特許権等の放棄）

第29条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放

棄を行う前に、特許権等放棄事前通知書（別紙様式第12号）により、その旨を甲に報告しなければならない。

（物品管理）

第30条 乙は、委託費により購入した物品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、前項に規定する物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別記様式1）をするとともに、委託事業ごとに管理簿（別記様式2）に登録しなければならない。

3 委託事業終了後、第1項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

（委託事業の調査）

第31条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

第32条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。

4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

5 乙は、前各号の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

第33条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既に交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（秘密の保持等）

第34条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

第35条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第36条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第37条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第38条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（疑義の解決）

第39条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委託者（甲）長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 青野 英明 印

受託者（乙）住所
機関名
代表者役職 氏名 印

(別紙様式第1号)

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業実施要領に基づき、事業を実施する。

イ 調査項目及び調査対象

実施要領のとおり。

ウ 事業実施期間 契約締結日より令和4年2月28日

エ 担当者

所属・役職 氏名 ■■■■

所属・役職 氏名 ■■■■

オ 調査及び報告の方法（調査対象の配布予定等）

受託者が事業を完了したときは、実績報告書を作成し、当該事業に係る委託者に令和4年2月28日までに報告すること。

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
委託費	円	
計	円	

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
調査費	円	(内訳) ○○○○ 円 ▲▲▲▲ 円 □□□□ 円
計	円	

(注) 備考欄には、区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

3 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品 名	規 格	員 数	購入予定		使用目的	備 考
			単価	金 額		

(注) 記載する品目は、原形のまま1年以上の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が5万円以上のものをいう。

本事業においては、「パソコン」、「デジタルカメラ」、「ビデオ」等の家庭汎用品の原則購入不可（リース及びレンタルは可）とする。その他の物品もリース及びレンタルを基本とする。

(参考) 委託費により購入する物品について

委託事業を実施する上で必要なもので、原形のまま1年以上の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品(以下「取得物品」という。)の取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 取得物品についての善管義務

水産技術研究所長は、契約の相手方に対して、取得物品の管理について善良な管理者の注意義務を課す。

(2) 取得物品の標示及び管理簿への登録

水産技術研究所長は、契約の相手方に対して、取得物品に委託事業により取得したものである旨の標示をさせるとともに、委託事業ごとに管理簿を作成、登録させる。

(3) 取得物品引渡しの指示

水産技術研究所長は、委託事業終了後、取得物品についてその利用価値その他について関係の物品管理担当者と協議し、その引渡しの要否を決定し、引渡しを要するものとした場合は、次の各号の事項とともに、引渡期日、引渡場所等必要な事項を定めて契約の相手方に指示する。ただし、契約の相手方が事情により引渡期限の延長を申請してきた場合においては、その事情に応じてその期限を延長することができるものとする。なお、その延長の期間は6か月を超えない範囲内とする。

① 契約の相手方は、水産技術研究所長から取得物品の引渡しに関する指示を受けた場合においては、その指示に従わなければならない。

② 取得物品の引渡しに要する費用は、委託契約に別段の定めをしない限り、水産技術研究所の負担とすること。

(4) 取得物品の引渡しを要しないものとするのできる場合

前項にかかわらず委託事業終了後、契約の相手方の報告に基づき水産技術研究所長の判断において取得物品の引渡しを要しないものとするのできる場合は、次の各号の場合とする。ただし、取得物品の引渡しを要しないものとした場合においても、水産技術研究所長はその旨を契約の相手方に通知し、その処分の方針を指示するとともに、取得物品の引渡しを要しないものと判断した事情等必要な事項を書面で明確にする。

① 委託事業終了後取得物品について全く残存価値のないものと判断した場合、残存価値の低いものと判断した場合、又は残存価値はあっても引渡し費用をかけてまで引渡しを求めることが適当でないと判断した場合

② 委託事業終了後に天災地変その他これに準ずる事故の生じた場合において、契約の相手方の取得物品の引渡しに著しく困難であると判断した場合

(5) 物品管理官との協議の時期

(3)における物品管理担当者との協議の時期は、原則として委託契約締結期間終了の時期とする。ただし、委託事業の実態上、同一の相手方により数年間、当該委託事業が継続して行われることとされている場合にあっては、当該委託事業の最終年度の契約締結期間終了の時期とする。

なお、契約の相手方が取得物品を引き続き同種の事業で使用したい旨の申し出をした場合にあっては、当該同種の事業の終了の時期に取得物品の引渡しの要否を決定するものとする。この場合においては、水産技術研究所長は、継続使用に係る実績報告書を継続使用終了時に徴するものとする。

(別紙様式第2号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業
実績報告書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第7条の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて委託費金〇〇〇円也の支払を請求します。)

記

1 事業の実施状況

- ア 調査項目及び調査対象
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
委 託 費					うち消費税及び地方消費税の額〇〇円
計					

支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
調 査 費					積算内訳（別紙可） (株)△△ 〇〇〇円 (株)□□ 〇〇〇円
計					

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品目	規格	員数	購入実績		使用目的	備考
			単価	金額		

（注）契約時の物品購入計画に掲げるもののほか、物品購入計画以外に購入した物品があった場合に記載する品目は、物品購入計画を作成する場合と同様とする。また、購入することとなった理由を備考欄に記載すること。更に、備考欄に購入年月日及び耐用年数を記載すること。

(別紙様式第3号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業委託費
概算払
請求書
精算払

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業について、下記により、委託費金〇〇〇円也を概算払

により支払されたく請求します。

精算払

記

区 分	委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予 定 年 月 日	備考
		金額	出来高	金額	月 日 迄(予定) 出来高	金額	月 日 迄 予 定 出来高		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第4号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業
中止(廃止)申請書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況
 - ア 事業について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃止)に伴う不用額	備 考

- 3 中止(廃止)後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算出基礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第 5 号)

令和 3 年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業
計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和 3 年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第 13 条第 1 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、
、 当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(別紙様式第6号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
確認書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

△△(以下「乙」という。)は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長(以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、甲から委託を受けて行う令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等を相当期間(明確な期間を希望する場合は3年間)活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以上

(別紙様式第7号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
特許権等出願通知書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第26条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

(別紙様式第8号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
特許権等通知書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特
許権等の登録等の状況について委託契約書第26条の規定により、下記のとおり通
知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

(別紙様式第9号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
著作物通知書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る著作物について委託契約書第26条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名(名称)
- 4 著作物の内容

(別紙様式第10号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
特許権等譲渡事前通知書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定
ですので、委託契約書第27条の規定に基づき、下記の事項について事前に通知し
ます。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を譲渡する相手方
- 3 特許権等を譲渡する比率
- 4 特許権等を譲渡する理由
- 5 特許権等を譲渡することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入

(添付資料)

譲渡契約書(案) (写)

(別紙様式第 1 1 号)

令和 3 年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
特許権等実施許諾通知書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する
予定ですので、委託契約書第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について通
知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等の実施許諾の種類(専用実施権の場合は特許権等に登録年月日を記述)
- 3 特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特許権等を実施許諾する理由
- 5 特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 9 特許権等の特許権者が 2 以上の場合、各共有者の承諾の有無
(添付資料)
 1. 実施契約書(案)(写)
 2. 実施料算定内訳書(写)
 3. 実施に係る事業計画書(写)

(別紙様式第12号)

令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業に係る
特許権等放棄事前通知書

番 号
年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第29条の規定に基づき、下記の事項について通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を放棄する理由
- 3 特許権等の放棄予定年月日
- 4 特許権等登録年月日
- 5 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 6 特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無

(別記様式1)

【物品標示例】

物品標示票	
委託事業名	令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業
品名	
物品番号	
取得年月日	年 月 日
備考	耐用年数〇年

(別記様式2)

【物品管理簿例】

品目	規格	員数	購入金額		使用目的	取得年月日	保管場所	事業終了後の措置状況	備考
			単価	金額					

(注) 「取得年月日」欄には、取得物品の検収を行った年月日を、「事業終了後の措置状況」欄には、委託事業終了後に行った処分等(委託元へ引き渡し、継続使用、廃棄等)記載すること。

(別紙2) 第4条関係

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事長 殿

誓 約 書

私(又は組織名)は、国立研究開発法人水産研究・教育機構と令和3年度福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業を実施するに当たり、「国立研究開発法人水産研究・教育機構における研究活動の不正行為への対応に関する規程」、「国立研究開発法人水産研究・教育機構における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」、「国立研究開発法人水産研究・教育機構における研究活動に関する不正に係る行動規範」及び「国立研究開発法人水産研究・教育機構における公的研究費に係る不正防止計画」について十分理解し、研究又は研究に関連した業務において不正を行わず、さらに上記の規程に反すると規定しうる行為を一切行わず、不正を行った場合には、上記規程の処分及び研究において関連する機関の処分並びに法的な責任を負うことを誓約します。

年 月 日

現住所

氏名

印

又は

年 月 日

住所

法人名

代表者役職・氏名

印